

肉用子牛生産者補給金制度 交付契約申込書の確認ポイント

制度・手続の説明について

肉用子牛生産者補給金制度の内容や要件等について説明をしたか。

別紙「交付契約後の事務手続の流れ」を活用し、以下について周知してください。

- ・ 個体登録申込は2か月齢に達するまでにすること
- ・ 保留する場合は12か月齢に達する前に申し出ること
- ・ 販売、死亡等の場合は速やかに申し出ること
- ・ 法人の要件（大規模資本の所有に関する確認、譲り受けを行う場合の確認）
- ・ 交付契約申込内容に変更があった場合、速やかに連絡すること

交付契約申込書の記載事項の確認

記入漏れがないか

最新の正しい情報となっているか。

- ・ 法人化しているのに個人のまま申し込まれていないか
- ・ 代替わりしたはずなのに、従前の者の名義で申し込まれていないか
- ・ その他疑義がある場合は、追加書類を求める等、確認をしてください。

親子契約（同一世帯で複数のものが契約締結）の場合、飼養場所も含めて経営が完全に分離され、
経理・税務申告も経営体ごとに行われていることを確認したか。

提出書類等の確認

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

契約生産者と受取口座の名義人が異なる場合、両者の関係を証明する書類

法人の要件の確認

○会社

農地所有適格法人に該当する→要件クリア

申込者が※示す会社に該当する→制度対象外

法人格を有する株主等がいる場合

- ・ 法人格を有する株主等の名称・議決権の構成割合を記載
- ・ 株主等の概要を添付
 - ・ 法人名、代表者役職氏名、資本金、従業員数、株主及びその構成割合がわかる書類
 - ☐ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 概ね3か月以内のもの
 - ☐ 定款等 を添付
- 申込者の議決権の1/2以上が同一の※に示す会社の所有に属していない
又は2/3以上が※に示す会社の所有に属していないことを確認したか

○市町村

概ね半数以上の肉用子牛が市町村の区域内で肉用牛経営を行う者に譲渡されていることがわかる書類

○一般社団法人、一般財団法人、その他営利を目的としない法人（農協・農協連を含む）

肉用牛経営を行う者に譲渡す事業を行っていることがわかる書類（定款等、施設管理運営規程等）

○農事組合法人・生産森林組合

特段の添付書類なし

※資本・出資の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300人を超えるものをいう。